

## 寄附金の税法上の取扱いについて

### 1. 個人の場合

#### (1) 所得税（寄附金控除）

社会福祉法人に対する寄附は所得税法上特定寄附金に該当し、寄附をした個人は確定申告によって次により計算した寄附金控除（所得控除）が受けられます。

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} \right) - 2,000\text{円} = \text{寄附金控除額}$$

注 特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

また、鹿児島県より個人寄附の税額控除対象法人として認定を受けた法人への寄附は、上記の寄附金控除を受けるか、次の寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{公益社団法人等に対する} \\ \text{寄附金の額の合計額} \end{array} - 2,000\text{円} \right) \times 40\% = \text{公益社団法人等} \\ \text{寄附金特別控除額}^*$$

※100円未満の端数切捨て

注1 寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。

注2 特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

#### (2) 個人住民税

社会福祉法人に寄附した個人は、確定申告によって次により計算した個人住民税の寄附金税額控除も受けられます。

$$\left( \text{寄附金の額} - 2,000\text{円} \right) \times 4\% = \text{寄附金税額控除額} \\ \text{(県民税分)}$$

注1 控除対象寄附金の上限は、総所得金額の30%相当額です。

注2 市町村が同じ対象寄附金を条例で指定している場合、個人県民税分とは別に市町村民税も控除されます。詳しくは、お住まいの市町村にお尋ねください。

注3 所得税が課税されないことにより確定申告を行わず、住民税のみ控除を受けようとする方は、お住まいの市町村に申告する必要があります。

### 2. 法人の場合

社会福祉法人は法人税法上特定公益増進法人に該当し、特定公益増進法人に対する寄附は、次の(1)又は(2)のいずれか少ない金額が損金になります。

#### (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

#### (2) 次により計算した特定損金算入限度額

$$\left( \text{資本金等の金額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

なお、寄附金のうち上記により計算した特別損金算入限度額を超過した部分については、次により計算した一般寄附金の損金算入限度額までの金額が損金になります。

$$\left( \text{資本金等の金額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$$

### 3. 上記の措置を受けるためには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類（この領収書を含む。）を保存している必要があります。

また、税法の改正に伴い寄附した年度で上記の計算が異なる場合がありますのでご注意ください。

ご不明な点は税務署又は専門家にご相談ください。